

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部 を改正する規則(62)	2
江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を 改正する規則(63)	2
江東区都市計画法に規定する開発行為等の 規制に係る施行細則の一部を改正する規則 (64)	3
江東区宅地造成及び特定盛土等規制法施行 細則(65)	8
江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着 手前に行う優良宅地認定事務施行細則の一 部を改正する規則(66)	12
江東区私債権の管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則(67)	21

◎告 示

地籍調査事業の実施について(271)	21
保管自転車の処分について（令和 6 年 7 月 上期）(275)	21
指定居宅介護支援事業所の指定について (283)	21
指定介護予防支援事業所を運営する事業者 の指定について(284)	22
指定居宅介護支援事業所の指定について (285)	22
指定介護予防支援事業所を運営する事業者 の指定について(288)	22
指定地域密着型サービス事業所の指定につ いて(289)	22
指定納付受託者の登記住所変更について (291)	23

◎告 示（教）

江東区登録文化財の登録について(9)	23
令和 6 年第 7 回江東区教育委員会定例会の 招集(10)	23

◎告 示（選）

令和 6 年 6 月 20 日付江東区選挙管理委員 会告示第 32 号及び令和 6 年 6 月 28 日付 江東区選挙管理委員会告示第 40 号の一部	
---	--

を改める告示(45)	24
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区長選挙に おける当選無効について(46)	24

◎告 示（監）

包括外部監査人の監査の事務補助者の告示 (9)	24
----------------------------------	----

規	則
---	---

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 2 号

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

江東区住宅用家屋証明事務施行細則（昭和 5 9 年 7 月江東区規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 4 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証をいう。以下同じ。））」及び「（建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証をいう。以下同じ。））」を削り、同項第 6 号中「除く。）」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、同項第 7 号中「限る」の次に「。次項第 9 号及び第 4 項第 6 号において同じ」を加え、同条第 3 項第 6 号中「申立書」の次に「（宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書も可とする。以下同じ。））」を加え、同項第 8 号中「（一団の土地（1, 0 0 0 平方メートル以上）に集団的に新築された地上階数が 3 以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。））」を削り、同項第 9 号中「（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。））」を削り、同条第 4 項第 4 号ア中「とする」の次に「。第 7 号において同じ」を加え、「証する耐震基準適合証明書（別記第 2 号様式。）」を「耐震基準適合証明書により証する書類（）」に改め、同号ウ（イ）（a）中「この号」の次に「及び第 7 号イ」を、「責任をいう。」の次に「。第 7 号イにおいて同じ」を加え、同項第 6 号中「（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。））」を削り、同項第 7 号中「（建築士法第 2 3 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第 3 条第 1 項各

号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）」を削り、「証する増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）（別記第 3 号様式）又は増改築等工事証明書（別記第 4 号様式）」を「増改築等工事証明書により証する書類（以下「増改築等工事証明書」という。））」に改め、同号ただし書き中「（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）又は増改築等工事証明書」を削り、同号イ中「（建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地

かし
建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する宅地建物取引業者をいう。）以下同じ。）が負うこととされている民法第 4 1 5 条、第 5 4 1 条、第 5 4 2 条、第 5 6 2 条及び第 5 6 3 条に規定する担保の責任をいう。）」を削る。

第 3 条中「別記第 5 号様式」を「別記第 2 号様式」に改める。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までを削り、別記第 5 号様式を別記第 2 号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区住宅用家屋証明事務施行細則の別記第 5 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 3 号

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（登録簿の閲覧の手続及び写しの交付申請）

第 3 条 登録簿を閲覧しようとする者又は法第 4

7条第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を建築情報窓口システムに入力しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称並びに電話番号
 - (2) 閲覧の目的
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、建築情報窓口システムによらずに法第47条第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称並びに電話番号
 - (2) 登録簿に登録されている工事の許可番号
 - (3) 必要部数
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 第6条を削る。
別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年7月31日から施行する。

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月30日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第64号

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(平成12年3月江東区規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、省令」を「、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)」に改め、同項第1号中「(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図をいう。)」を削り、同条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するに足る書類」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「別記第9号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第10号

様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「別記第11号様式」を「別記第6号様式」に、「区長」を「、区長」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条第1項中「別記第13号様式」を「別記第7号様式」に、「工事期間中」を「開発許可を受けた日の翌日から工事完了公告の日まで」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、「開発許可標識」の次に「又は前項に規定する開発許可標識に代える標識」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項又は第2項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定に基づき同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第49条の標識に次に掲げる事項を記載したものをもって前項の開発許可標識に代えることができる。

- (1) 開発許可標識である旨の表示
- (2) 開発区域に含まれる地域の名称
- (3) 開発区域の面積
- (4) 工事施行者の住所

第8条を第6条とする。

第9条第1項中「別記第14号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項中「第1項の申請に基づき承認」を「法第37条第1号の規定に基づく承認を」に、「別記第15号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「別記第16号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第3項中「第1項の申請に基づき許可」を「法第41条第2項ただし書の規定に基づく許可を」に、「別記第17号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項中「別記第18号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第3項中「第1項の申請に基づき許可」を「法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可を」に、「別記第19号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第10条とする。

第13条第3項中「第1項の申請に基づき許可」を「法第43条第1項の規定に基づく許可を」に、「別記第20号様式」を「別記第14号

様式」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条を削る。

第 15 条第 1 項中「別記第 23 号様式」を「別記第 15 号様式」に改め、同条を第 12 条とする。

第 16 条第 1 項中「別記第 24 号様式」を「別記第 16 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の申請に基づき承認」を「法第 45 条の規定に基づく承認を」に、「別記第 25 号様式」を「別記第 17 号様式」に改め、同条を第 13 条とする。

第 17 条中「標識」の次に「の様式」を加え、「別記第 26 号様式」を「別記第 18 号様式」に改め、同条を第 14 条とする。

第 18 条中「示す証明書」の次に「の様式」を加え、「別記第 27 号様式」を「別記第 19 号様式」に改め、同条を第 15 条とする。

別記第 1 号様式中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改め、同様式備考 1 中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内」を「第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域」に、「第 8 条第 1 項本文の宅地造成」を「第 16 条第 1 項の宅地造成等」に、「許可が不要となります」を「変更許可を取得したとみなされます」に改め、備考 4 中「市街化調整区域内」を「市街化調整区域」に改める。

別記第 2 号様式中「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 3 条関係）

同 意 証 明 書

の施行に係る都市計画法 $\left. \begin{array}{l} \text{第 2 9 条の規定による開発行為} \\ \text{第 3 5 条の 2 の規定による開発行為の変更} \end{array} \right\}$ に

ついては、別冊の設計説明書及び設計図により施行することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

備考

- 1 権利の種別欄には、所有者、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- 2 当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

別記第 4 号様式から別記第 8 号様式までを削る。

別記第 9 号様式中「第 6 条」を「第 4 条」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 10 号様式中「第 6 条」を「第 4 条」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 11 号様式中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「第 7 条第 1 項」を「第 5 条」に改め、同様式を別記第 6 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 7 号様式（第 6 条関係）

90センチメートル		80 セ ン チ メ ー ト ル
開 発 許 可 標 識	許 可 番 号 第 号 許可年月日 年 月 日	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		
許可を受けた者の住所・氏名		
工事施行者の住所・氏名		
工事現場管理者氏名	連絡場所 電話（ ）	

この開発行為について、詳細な点を知りたい方は、江東区に備えてある開発登録簿をご覧ください。

別記第 12 号様式及び別記第 13 号様式を削る。
別記第 14 号様式中「第 9 条」を「第 7 条」に改め、同様式中備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とし、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 15 号様式中「第 9 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 16 号様式中「第 11 条」を「第 9 条」に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 17 号様式中「第 11 条」を「第 9 条」に改め、同様式を別記第 11 号様式とする。

別記第 18 号様式中「第 12 条」を「第 10 条」に改め、同様式を別記第 12 号様式とする。

別記第 19 号様式中「第 12 条」を「第 10 条」に改め、同様式を別記第 13 号様式とする。

別記第 20 号様式中「第 13 条」を「第 11 条」に改め、同様式を別記第 14 号様式とする。

別記第 21 号様式及び別記第 22 号様式を削る。

別記第 23 号様式中「第 15 条」を「第 12 条」に改め、同様式を別記第 15 号様式とする。

別記第 24 号様式中「第 16 条」を「第 13 条」に、「施工者」を「施行者」に改め、同様式を別記第 16 号様式とする。

別記第 25 号様式中「第 16 条」を「第 13 条」に改め、同様式を別記第 17 号様式とする。

別記第 26 号様式中「第 17 条」を「第 14 条」に改め、同様式を別記第 18 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 19 号様式 (第 15 条関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写真
氏 名	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
江東区長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、次表に掲げる法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項

別記第 27 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を公布する。

令和 6 年 7 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 65 号

江東区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）の規定に基づき区が処理することとされた宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「規則」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

(盛土規制法調書の閲覧の方法)

第3条 盛土規制法調書の閲覧は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) インターネットを利用する方法

(2) 区長が別に定める日時及び場所における盛土規制法調書の閲覧

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第4条 規則第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として区長が別に定めるもの

(2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として区長が別に定めるもの

(3) 排水施設の設計に係る書類

(4) 土地の求積図

(5) 擁壁の展開図

2 規則第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。

(工事着手届)

第5条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届(別記第1号様式)を区長に提出するものとする。

(1) 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

(2) 防災計画平面図

(3) 工事の工程を示す書類

(4) 緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第15条第2項の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事にあつては、江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(平成12年3月江東区規則第14号)第5条の工事着手届出書に前項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、前項の工事着手届の提出に代えることができる。

(工事の廃止)

第6条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者

は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を区長に届け出るものとする。

(定期の報告)

第7条 法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(別記第2号様式)により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第8条 法第7条第1項(法第24条第2項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記第3号様式)による。

(監督処分 of 公表)

第9条 条例第6条の規定による公表を行う場合は、広く区民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 監督処分に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の場所

(2) 監督処分の原因となった行為の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

工事着手届 年 月 日 江東区長 殿 工事主 住所 氏名 〔法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 江東区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 5 条の規定により、次のとおり届け出 ます。	
1 許 可 番 号	第 号
2 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
3 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
4 〔工事施行者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名〕	
5 現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

定期報告書 江東区長 殿 年 月 日		
工事主 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号) 第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、工事の実施状況等について次のとおり報告します。		
共 通	1	工事が施行される土地の所在地
	2	工事の許可年月日及び許可番号
	3	前 回 の 報 告 年 月 日 (2 回 目 以 降 の み 記 入)
盛 宅 土 地 等 造 成 又 は 特 定	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量
	7	報 告 の 時 点 に お け る 擁 壁 等 に 関 す る 工 事 の 施 行 状 況
土 石 の 堆 積 に 関 す る 工 事	8	報告の時点における土石の堆積の高さ
	9	報告の時点における土石の堆積の面積
	10	報 告 の 時 点 に お け る 堆 積 さ れ て い る 土 石 の 土 量
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された 土石の土量及び除却された土石の土量
備考 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 7 欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 3 欄まで及び 8 欄から 1 1 欄までを記入すること。		

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写真	
氏 名		
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
江東区長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、次表に掲げる法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。

江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着手前
に行う優良宅地認定事務施行細則の一部を改正す
る規則を公布する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 6 号

江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着
手前に行う優良宅地認定事務施行細則の一
部を改正する規則

江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着手
前に行う優良宅地認定事務施行細則（平成 1 4 年 3
月江東区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正

する。

題名中「宅地造成着手前に行う」を削る。

第 1 条中「特別区における東京都の事務処理の
特例に関する条例（平成 1 1 年東京都条例第 1 0
6 号）に基づき区が処理することとされた」を削
り、「第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ」の次に「及
び第 7 号イ」を加え、「、第 6 3 条第 3 項第 5 号
イ及び第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」を「並び
に第 6 3 条第 3 項第 5 号イ及び第 7 号イ」に改め
る。

第 2 条第 1 項中「、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ又
は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」を「又は第 6
3 条第 3 項第 5 号イ」に、「「認定」を「「1 項
認定」に、「により区長に申請」を「を区長に提
出」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条

第5項を同条第6項とし、同条第4項の表がけの断面図の項中

「 一切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。2擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。」

を

「 1 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。
2 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。」

に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「整理計画」を「整備計画」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、「第9条」の次に「及び第10条」を加え、同項第5号中「(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図をいう。)」を削り、同項第6号中「認定を受けよう」を「1項認定を受けよう」に、「第13条の3第10項第2号ロ及び第21条の19第11項第2号ロ」を「第13条の3第8項第2号ロ及び第21条の19第9項第2号ロ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定による認定(以下単に「2項認定」という。)を受けようとする者は、宅地の造成が完了した後に優良宅地認定申請書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

第3条中「認定の」を「1項認定又は2項認定の」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「認定を」を「1項認定又は2項認定を」に改める。

第4条の見出し中「認定書」の次に「又は証明書」を加え、同条中「認定を」を「1項認定を」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、2項認定の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合していると認めるときは、証明書(別記第4号様式)を交付するものとする。

第5条中「認定を受けた」を「1項認定を受けた」に、「場合に」を「とき」に、「区長の」を「1項」に改め、同条ただし書中「場合」を「と

き」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条の見出しを「(造成後の証明書の交付)」に改め、同条第1項中「認定」を「1項認定」に、「別記第3号様式」により区長に申請」を「別記第5号様式」を区長に提出」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「認定」を「1項認定」に、「場合に」を「とき」に、「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第7条中「認定」を「1項認定」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第8条の見出し中「認定」を「1項認定」に改め、同条中「認定を」を「1項認定を」に、「第6条第1項」の次に「の規定による」を加え、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第9条第1項中「旧住宅地造成事業に関する法律(」を「区長は、旧住宅地造成事業に関する法律(」に、「第4条の規定により」を「第4条第1項の規定により」に、「場合に」を「とき」に、「第4条の認定書とする旨の」を「第4条第1項の認定書とする旨を」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「前項」を「区長は、前項」に、「場合に」を「とき」に改める。

第10条中「都市計画法(」を「区長は、都市計画法(」に、「第6条第2項」を「第4条第2項又は第6条第2項」に、「場合に」を「とき」に、「都市計画法第36条第2項」を「同法第36条第2項」に改め、「写しに」の次に「第4条第2項の証明書とする旨を明記したものを同項の証明書として、同法第36条第2項の検査済証の写しに」を加える。

第11条第1項中「認定(」を「1項認定又は2項認定(」に改め、「第28条の4第3項第5号イ」の次に「、同項第7号イ」を加え、「第68条の69第3項第5号イ」を「同項第7号イ」に、「同法」を「土地区画整理法」に、「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に、「により区長に申請」を「を区長に提出」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「場合」を「とき」に、「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第3項中「確実に」を「確実に」と改める。

第12条中「2部」を「1部」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

優良宅地認定申請書	
租税特別措置法	第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ 第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ 第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ 第 6 3 条第 3 項第 5 号イ の規定に基づき、 優良な宅地 (第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ及び第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハに規定する宅地の造成に あつては住宅建設の用に供する優良な宅地) の供給に寄与するものであることの認定を申請します。
年 月 日 江東区長 殿 認定申請者住所 氏名	※手数料
造 成 宅 地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称 3 宅地造成区域の面積 m² 4 宅地の用途 5 工事着手予定年月日 年 月 日 6 工事完了予定年月日 年 月 日 7 その他必要な事項
※受付番号	年 月 日 第 号
※認定番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

優良宅地認定申請書	
租税特別措置法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号イ} \\ \text{第 6 3 条第 3 項第 7 号イ} \end{array} \right]$ の規定に基づき、 優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を申請します。	
年 月 日 江東区長 殿 認定申請者住所 氏名	※手数料
造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称 2 宅地造成区域の面積 m² 3 宅地の用途 4 造成完了年月日 年 月 日 5 その他必要な事項
※受付番号	年 月 日 第 号
※認定番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

認 定 書

第 号
年 月 日

江東区長

印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 31 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ
第 62 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ
第 63 条第 3 項第 5 号イ

に規定する

優良な宅地 (第 31 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ及び第 62 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハに規定する宅地の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地) の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

- 1 認定番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 3 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 4 宅地造成区域の面積
- 5 宅地の用途
- 6 認定を受けた者の住所及び氏名

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式を削り、別記第 6 号様式を別記第 8 号様式とし、別記第 5 号様式を別記第 7 号様式とし、別記第 4 号様式を別記第 6 号様式とし、別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第4号様式（第4条関係）

証 明 書

第 年 月 日 号

江東区長

印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法（第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ）に規定する
優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 証明を受けた者の住所及び氏名

優良宅地証明申請書		
租税特別措置法	第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ 第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ 第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ 第 6 3 条第 3 項第 5 号イ	の規定に基づき、
年 月 日付け認定番号第 号の宅地造成が、認定の内容に適合している旨の 証明を申請します。		
年 月 日 		
江東区長	殿	
 証明申請者住所 氏名		

別記第 8 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 1 1 条関係)

優良宅地認定申請書 (土地区画整理事業)																			
租税特別措置法 第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ 第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号イ 第 6 3 条第 3 項第 5 号イ 第 6 3 条第 3 項第 7 号イ の規定に基づき、 優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を申請します。																			
年 月 日 江東区長 殿 ※手数料 認定申請者住所 氏名																			
造 成 宅 地 の 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 85%;">宅地造成区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>宅地造成区域の面積</td> <td style="text-align: right;">m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td colspan="2">宅地の用途</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>工事着手年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>工事完了年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td colspan="2">その他必要な事項</td> </tr> </table>	1	宅地造成区域に含まれる地域の名称		2	宅地造成区域の面積	m ²	3	宅地の用途		4	工事着手年月日	年 月 日	5	工事完了年月日	年 月 日	6	その他必要な事項	
1	宅地造成区域に含まれる地域の名称																		
2	宅地造成区域の面積	m ²																	
3	宅地の用途																		
4	工事着手年月日	年 月 日																	
5	工事完了年月日	年 月 日																	
6	その他必要な事項																		
※受付番号	年 月 日 第 号																		
※認定番号	年 月 日 第 号																		

備考

- 1 ※のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)

証 明 書
(土地区画整理事業)

第 号
年 月 日

江東区長 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ 第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ 第 63 条第 3 項第 5 号イ 第 63 条第 3 項第 7 号イ	の規定に基づき、
--	----------

に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 証明を受けた者の住所及び氏名

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年7月31日から施行する。

（租税特別措置法に基づく宅地造成完了後に行う優良宅地認定事務施行細則の廃止）

- 2 租税特別措置法に基づく宅地造成完了後に行う優良宅地認定事務施行細則（昭和49年4月江東区規則第26号）は、廃止する。

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月30日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第67号

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私債権の管理に関する条例施行規則（平成27年3月江東区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に係る」を「等に係る」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 江東区中小企業融資基金条例施行規則（昭和44年3月江東区規則第9号）第24条の規定に基づく返還命令による返還金に係る債権

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

◎江東区告示第271号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり令和6年度地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和6年7月11日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 事業計画が定められた年月日
令和6年4月1日（6都市政土第110号）
- 2 調査を実施する者の名称
江東区
- 3 調査地域
枝川二丁目の地内
- 4 調査期間
令和6年7月11日から令和7年3月7日まで

◎江東区告示第275号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年7月18日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第283号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年8月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1370807099
- 2 事業所の名称及び所在地
オハナ・ケアサービス江東（居宅介護支援）
東京都江東区東陽5-25-10いづみコーポ114号

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社オハナ・ケア
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 0 いづみコーポ 1 1 4 号
代表取締役 齊藤 智
- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 8 4 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 0 9 9
- 2 事業所の名称及び所在地
オハナ・ケアサービス江東
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 0 いづみコーポ 1 1 4 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社オハナ・ケア
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 0 いづみコーポ 1 1 4 号
代表取締役 齊藤 智
- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 2 8 5 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 1 0 7
- 2 事業所の名称及び所在地
あいらく居宅介護支援事業所江東
東京都江東区東陽 6 - 3 - 2 5 - 4 0 3
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社 K 2 - C o r p o r a t i o n

- 東京都江東区北砂 4 - 3 - 2 - 1 0 0 1
代表取締役 小山 馨
- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 8 8 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 0 3 4
- 2 事業所の名称及び所在地
プリーズ江東
東京都江東区冬木 5 - 2 ブルービル加藤 2 F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社プリーズ
千葉県香取市小見川 8 9 2
代表取締役 伊藤 典寿
- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 2 8 9 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 7 2 8
- 2 事業所の名称及び所在地
喜楽デイサービス
江東区大島 8 - 3 9 - 2 2 イトーピア東大島 1 3 0 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
w e c a r e 株式会社
江東区大島 9 - 7 - 8 - 7 0 9 号
代表取締役 宿谷 麗子

- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 23 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者より登記住所変更の届出を受理したため、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称及び代表者の氏名
名称 スルガカード株式会社
代表取締役 佐藤 悟郎
- 2 変更の内容
登記住所の変更
旧住所 静岡県沼津市大手町 5 丁目 6 番 7 号
新住所 静岡県沼津市魚町 1 サンフロント 8 階
- 3 変更年月日
令和 6 年 7 月 12 日

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 9 号

江東区文化財保護条例（昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和 6 年 7 月 10 日

江東区教育委員会
記

- 1 江東区登録有形文化財（建造物）
 - (1) 壁泉
江東区白河 4 - 3 - 27 江東区立元加賀公園
 - (2) 滑台
江東区千石 2 - 9 - 22 江東区立川南公園
- 2 江東区登録有形民俗文化財
 - (1) 海苔生産用具及び関連資料
江東区東陽 4 - 11 - 28 江東区

◎江東区教育委員会告示第 10 号

下記により、令和 6 年第 7 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 6 年 7 月 23 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 6 年 7 月 26 日（金）
午前 10 時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 報告事項
 - (1) 令和 7 年二十歳のつどいの開催についてほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 5 号

令和 6 年 6 月 2 0 日付江東区選挙管理委員会告示第 3 2 号及び、令和 6 年 6 月 2 8 日付江東区選挙管理委員会告示第 4 0 号の一部を、別紙のように改める。

令和 6 年 7 月 6 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 6 号

令和 5 年 4 月 2 3 日執行の江東区長選挙における木村弥生の当選は、令和 6 年 6 月 1 4 日に裁判が確定したことにより、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 5 1 条の規定に基づき無効となったので、同法第 1 0 7 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 5 日

江東区選挙管理委員会

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 2 第 2 項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 やしきだ 綾香

同 河 野 清 史

記

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

金子 良太 東京都江東区亀戸三丁目 4 6 番 1 5 - 1 0 0 1 号

生越 慎平 東京都江東区有明一丁目 4 番 2 0 - 8 1 7 号

郷田 尚美 東京都江東区豊洲五丁目 1 番 1 3 - 3 6 0 2 号

嶋守 浩之 東京都江東区有明一丁目 3 番 1 - 1 0 1 1 号

寺澤 智行 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 2 9 - 6 3 3 号

幡田 宏樹 東京都江東区東雲一丁目 9 番 5 0 - 2 9 0 9 号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで